**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都品川区八潮五丁目四番、最後の住所東京都品川区八潮五丁目四番一六―四〇九号
被相続人　亡　大島　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
千葉県柏市柏二―六―一七染谷エステートビル四〇一
相続財産管理人　弁護士　鈴木　一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県熱海市水口町一〇五六番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央三丁目一〇番地八　アーバンヒルズ四〇六
被相続人　亡　福島　康裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
神奈川県小田原市本町一丁目七番二〇号
三の丸ビル　小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　湯淺　文憲

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都台東区小島一丁目二一番地、最後の住所横浜市磯子区氷取沢町一〇一〇番地四一棟四一四一号　被相続人　亡　田中　美昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
横浜市中区相生町一丁目三番地モアグランド関内ビル五階
相続財産管理人　弁護士　佐賀　悦子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県長岡市蓮花寺一〇四七番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地
被相続人　亡　長谷川キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
新潟県長岡市城内町三丁目五番地一―五〇五
相続財産管理人　中澤　明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県長岡市寺泊大地四一九番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊上荒町七八一二番地
被相続人　亡　山田　ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
新潟県長岡市大島本町二丁目二番地一
相続財産管理人　小笠原哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山市西長江一丁目一番、最後の住所富山市西長江一丁目一番二六号
被相続人　亡　武田　美好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
富山市堀端町二番二号
相続財産管理人　山本　尚宗

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市長沢四五九七番地二、最後の住所富山県富山市婦中町東谷一番地二　いこいの村富山内　被相続人　亡　大谷　八朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
事務所富山県富山市桜谷みどり町一丁目一七番地
相続財産管理人　司法書士　松岡　眞

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福井県三方郡美浜町太田第三八号六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山﨑喜三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
福井県小浜市竹長第一六号二一番地
相続財産管理人　司法書士　河村　直樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍滋賀県彦根市栄町二丁目七二一番地、最後の住所滋賀県彦根市栄町一丁目一六番五号
被相続人　亡　矢野　初枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
事務所滋賀県東近江市八日市上之町八番三六号アジアビル二階東近江司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　肥夏　央尚

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鳥取県鳥取市田園町二丁目二一七番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐伯　和大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
事務所鳥取県八頭郡八頭町郡家七六番地二〇
相続財産管理人　司法書士　松本　伸介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島市安佐南区毘沙門台三丁目八番、最後の住所広島市安佐南区毘沙門台三丁目八番八号
被相続人　亡　田岡　宏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日
広島市安芸区矢野西四丁目三〇番一五―三〇一号、事務所広島市中区八丁堀一番二三―六〇七号
相続財産管理人　清水佐智子

## 第31期決算公告

平成23年8月22日　北海道上川郡東神楽町東2線16号98番地
**旭川空港ビル株式会社**
代表取締役社長　菅原　功一

**貸借対照表の要旨**　（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 241,200 | 流動負債 | 832,638 |
| 固定資産 | 3,613,664 | （賞与引当金） | (3,145) |
| | | 固定負債 | 727,731 |
| | | （退職給付引当金） | (37,163) |
| | | 株主資本 | 2,294,495 |
| | | 資本金 | 400,000 |
| | | 資本剰余金 | 100,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,794,495 |
| | | 利益準備金 | 19,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,775,495 |
| | | （うち当期純利益） | (106,646) |
| 資産合計 | 3,854,864 | 負債・純資産合計 | 3,854,864 |

## 第48期決算公告

平成23年7月25日
栃木県那須郡那須町大字高久丙字海道上414番地の2
**那須興業株式会社**
代表取締役　佐藤　知治

**貸借対照表の要旨**　（平成23年4月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 381,633 | 流動負債 | 576,500 |
| 固定資産 | 1,928,976 | 固定負債 | 978,440 |
| | | 株主資本 | 755,488 |
| | | 資本金 | 44,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,533 |
| | | 資本準備金 | 2,355 |
| | | その他資本剰余金 | △822 |
| | | 利益剰余金 | 709,955 |
| | | 利益準備金 | 11,000 |
| | | その他利益剰余金 | 698,955 |
| | | （うち当期純損失） | (190,600) |
| | | 評価・換算差額等 | 181 |
| 資産合計 | 2,310,609 | 負債・純資産合計 | 2,310,609 |